

日本外来精神医学会会則

1 この規程は令和6年1月14日から施行する。

(名称 / 目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本精神神経科診療所協会（以下「本協会」という。）の定款第57条に基づき、日本外来精神医学会（以下「本学会」という。）に関して必要な規則を定めるものとする。英語では The Japanese Society of Psychiatric Clinics (JSPC) と表記する。

2 日本における精神神経科診療所ならびに関連施設等が取り組む保健医療福祉活動から得られた様々な成果を広く社会に発信し、かつ、学会員の研鑽、連携の質を高め、以て社会貢献の一助とする。

構成

第2条 本学会活動を円滑に行うため、各種委員会、部会等を設置することができる。

2 委員会の設置

本学会は学会運営委員会、学会誌編集委員会、保険委員会を設置する。

3 専門職アドバイザーの選任

本学会は理事会の承認を得て専門職アドバイザーとして会員外の専門家が委員になることができる。専門職アドバイザーの委嘱期間については細則に定める。

学会員資格

第3条 本協会定款第54条に定めるとおり、本協会会員は本学会の学会員となる。その他本学会の趣旨に賛同する者はB学会員もしくはC学会員として学会員の資格を得ることができる。

A 学会員

本協会正会員、賛助会員 A および賛助会員 B

B 学会員

B1 学会員本協会正会員の診療所及び本協会正会員が代表を務める法人の事業所に勤務する勤務医。

B2 学会員本協会正会員の診療所及び本協会正会員が代表を務める法人の事業所に勤務するコメディカルスタッフ。

C 学会員

本協会が特に認めた者

C1 学会員本協会が特に認めた者のうち、医師である者

C2 学会員

本協会が特に認めた者のうち、コメディカルスタッフその他である者入退会手続き並びに会費納入手続きについては別途細則に定めることとする。

学会役員

第4条 本学会に以下の学会役員及び学会監事を置く。

1 学会役員 15名以上 30名以内（本協会の理事及び学会長が任命した本協会会員）

1-1 学会長 1名（本協会会長が兼務）

1-2 学会副会長 2名（学会長が任命する）

1-3 事務局長 1名（学会長が任命する）

2 学会監査担当役員 2名（本協会の理事及び学会長が任命した本協会会員、非会員）学会役員及び学会監査担当役員の任期は本協会理事および監事と同じく2年とする。学会役員及び学会監査担当役員としてふさわしくないと判断された学会役員及び学会監査担当役員は、学会役員会出席者の過半数の決議をもって罷免することができる。

学会監査担当役員の職務内容を記載する

議決機関

第5条 本学会の運営、活動に関する方針、計画等については学会役員会で決定することとする。学会役員会は半数以上の出席で成立し、出席者の過半数をもって議決することとする。

2 学会役員会の開催は学会長が招集することとする。

3 本学会会則並びに諸細則など運営に必要な事項については別途学会役員会にて協議決定する。

学術総会

第6条 本学会は、定款第55条に従い、日本外来精神医学会学術総会（以下「学術総会」という）を毎年1回開催する。

学術総会の目的

第7条 学術総会は、多職種から構成された学会員が一堂に会し、外来精神医療に関する日頃の研鑽や学際的な保健医療福祉に密接な事柄について発表、討議することを目的とする。

2 学術総会開催中に全体会議を開催し、1年間の活動報告、来年度の計画策定などを行う。

学術総会の開催

第8条 学術総会の開催担当は当該年度の実行委員会で行い、当該年度の実行委員会と本学会の学会役員会は相互に連携し協力することとする。

2 規発表形式及び発表方法については、当該年度の実行委員会は本学会の担当委員会・分科会と事前に協議することとする。

研修会

第9条 本学会は、診療技術の研鑽や関連資格取得のために、全国あるいは地域研修会などを開催することができる。関連資格等に関しては、別途細則に定める。

学会誌の発行

第10条 定款第58条に定める事業遂行のため、学会誌を原則年1回発行する。

事務局

第11条 本学会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 本学会の主たる事務所は新宿区におく。

第12条 この会則の改廃は、本協会の理事会の議決を得て行うことができる。

本会則は、令和6年1月14日より実施される。

日本外来精神医学会 入退会・会費納入細則

(趣旨)

第1条 この細則は、日本外来精神医学会における学会員の入退休会および会費納入に関する事項についての詳細を定める。

(入会)

第2条 A学会員は入会手続きは不要である。B学会員、C学会員として入会しようとするものは、診療所の所在するブロック内の、2名の本協会正会員の推薦を経て、所定の入会申込書を学会長に提出しなければならない。

2 入会の可否は、学会長が本人に通知する。

3 退会した学会員が再入会する場合は、その理由を記した説明書とともに、改めて所定の入会申込書を提出した後、学会役員会において再入会の可否を決定する。

4 再入会においては、学会役員会の議を経て、入会金の免除措置をとることができる。ただし、退会の際に未納の入会金及び会費がある場合には、当該未納分を支払わなければならない。

(入会年月日)

第3条 入会年月日は、学会役員会が入会を承認した年月日とし、学会長が本人に通知する。

(退会)

第4条 退会しようとするものは、所定の退会届を学会長に提出し学会役員会の議を経ていつでも任意に退会することができる。また、学会役員会において学会員資格維持が困難と判断された場合においては、その学会員資格を喪失するものとする。2第6条に定める会費の納入が、2年以上行われなない場合は退会希望とみなし、その学会員資格を喪失するものとする。3会員種別が変更になる場合、退会したのち再入会の手続きを行うこととする。

(休会)

第5条 病気(事故、災害によるものを含む)等やむを得ない事情で休職中の学会員に限り、学会役員会の議を経て休会届が提出された月から1年間の会費免除措置を取ることが出来る。この免除措置については同様の手続きを経ることにより年度毎の更新を行うことができる。

2 学会員資格復帰については、資格復帰届書類により学会役員会の議を経て、元の資格に戻ることができる。

3 会費については復帰月からの月割計算で徴収する。

(入会金、会費、負担金及び徴収方法)

第6条 日本外来精神医学会会則による入会金、会費は次のとおりとする。これに変更のある場合に限り、学会役員会の議決を経て定める。

①入会金 A学会員：無料

B1学会員：5,000円 B2学会員：1,500円

C1学会員：7,500円 C2学会員：4,000円

②会費(年間)

A学会員：無料

B1学会員：10,000円 B2学会員：3,000円

C1学会員：15,000円 C2学会員：8,000円

(抛出金品の不返還)

第7条 本会を退会しようとするものに係る会費及び

負担金などについては、やむを得ない事情があると学会役員会が認めるときは、これを免除することができる。

(異動)

第8条 入会申込書に記載した事項に変更のあった場合は、直ちに所定の変更届を会長宛に提出しなければならない。

(専門職アドバイザーの委嘱期間)

第9条 専門職アドバイザーの委嘱期間は原則2年とする。ただし、再任を妨げない。

(改廃)

第10条 この細則の改廃は、学会役員会の議決を得て行うことができる。

付則 この細則は、令和6年1月14日から施行する。

日本外来精神医学会認定 専門医規則

第1章 総則

第1条 この制度は、精神科診療所に勤務する精神科医および精神疾患を有する者に対し入院によらない良質な精神科医療サービスが提供できる高い技能と見識を有する精神科医が、精神科診断・治療技術の向上と関係機関との連携を図り、精神疾患を有する者の地域社会での生活を支えることを目的とする。精神疾患を有する者に対し良質な医療サービスが提供できる高い技能と見識を有する入院によらない精神科医療を行う精神科医を、日本外来精神医学会認定専門医（以下専門医）として認証する。

第2章 専門医の認定

第2条 専門医の新規認定を申請する者は、次の各項の資格をすべて満足しなければならない。

1. 現在まで継続して2年以上日本精神神経科診療所協会会員（以下、日精診）（正会員、賛助会員A・B）であり、精神保健指定医・日本精神神経学会精神科専門医である者。または、当学会が特別に認めた者。

あるいは、現在まで日精診正会員の診療所に通年10年以上常勤医（常勤とは週28時間以上の勤務）として精神科外来臨床に従事している精神保健指定医あるいは日本精神神経学会精神科専門医。

2. 細則に定めるケースレポートを提出し、全てが専門医制度委員会の審査に合格すること。

第3条 専門医の資格は、5年とする。専門医の更新を申請する者は、次の各項の資格をすべて満足しなければならない。

1. 更新時に、過去5年間継続して日本外来精神医学会会員である者。
2. 以下の(1)(2)(3)(4)のいずれかを満たす者。
 - (1) 当学会学術総会で過去5年間に講演またはシンポジストを1回以上行った者。
 - (2) 当学会学術総会で過去5年間に研究発表（共同研究者を除く）を1回以上行った者。
 - (3) 当学会学術総会に過去5年間で2回以上参加（オンラインあるいはオンデマンド参加も可）した者。
 - (4) 過去5年間に1回当学会学術総会（オンラインあるいはオンデマンド形式も含む）に参加、かつ地域連携研修会（オンラインあるいはオンデマンド形式も含む）に参加した者。
3. 過去に使用した症例以外の症例について細則に定めるケースレポートを提出し、専門医制度委員会の審査に合格すること。

第4条 認定期間（5年）内に更新のための手続きを行わなかった時あるいは日本外来精神医学会会員の資格を失った時は、専門医資格を失う。日本外来精神医学会が専門医として不適格と判断した場合は、専門医資格を取り消す。

第5条 個人情報の取り扱いにおいては、各種申込書、申請手続き等により取得した個人情報は、運営上必要な事務連絡及び必要な運営管理・統計分析にのみ使用し、それ以外には使用しない。

第6条 この会則の改廃は、本協会理事会の議決を得て行うことができる。

第7条 附則

本規則は、令和6年1月14日より施行する。